

令和6年度後期分

学部学生（私費外国人留学生除く） 授業料免除及び徴収猶予申請要項

目次

1. 【全員共通】はじめに	P1
2. 【全員共通】申請できる制度のフローチャート【必ず始めに確認してください】	P2
3. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予について	P3
(1) 制度について	P3
(2) 授業料免除・徴収猶予申請の対象者	P3
(3) 申請方法・申請期間	P7
4. 大阪教育大学授業料徴収猶予について	P8
(1) 制度について	P8
(2) 授業料徴収猶予申請の対象者	P8
(3) 学業優秀の基準	P9
(4) 経済的理由の家計基準	P10
(5) 申請方法・申請期間	P10
5. 大阪教育大学修学支援基金による後期授業料免除	P11
(1) 制度について	P11
(2) 授業料免除申請の対象者	P11
(3) 学業優秀の基準	P11
(4) 経済的理由の家計基準	P12
(5) 申請方法・申請期間	P13
6. 【全員共通】書類提出から申請結果通知までの注意点	P14
7. 【全員共通】結果通知時期と授業料納入時期	P14

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人（学生）が原則メールで問い合わせを行うこと。メールでお問い合わせいただく際は、件名を「学籍番号_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とすること。

学生支援課奨学厚生係（取扱時間 平日9時～12時，13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に留学中で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。その他わからないこと等ありましたら、期日に余裕をもってお問い合わせください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容は学内掲示やポータルサイトでお知らせします。

大阪教育大学

1. はじめに

本要項は、学部学生のうち経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生に対して、授業料を全額または一部免除及び徴収猶予（納付期限延長（後期分1月まで））する制度について記載しています。

授業料免除結果が一部免除となった場合は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

以下に該当する方は別の要項等での対応となりますので、そちらを確認してください。

○学部の私費外国人留学生で授業料免除・徴収猶予を望む者

→要項「私費外国人留生成績優秀者に係る授業料免除及び徴収猶予申請要項」

(大阪教育大学 HP トップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
>学部私費外国人留生成績優秀者に係る授業料免除)

・授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

(前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。)

・個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

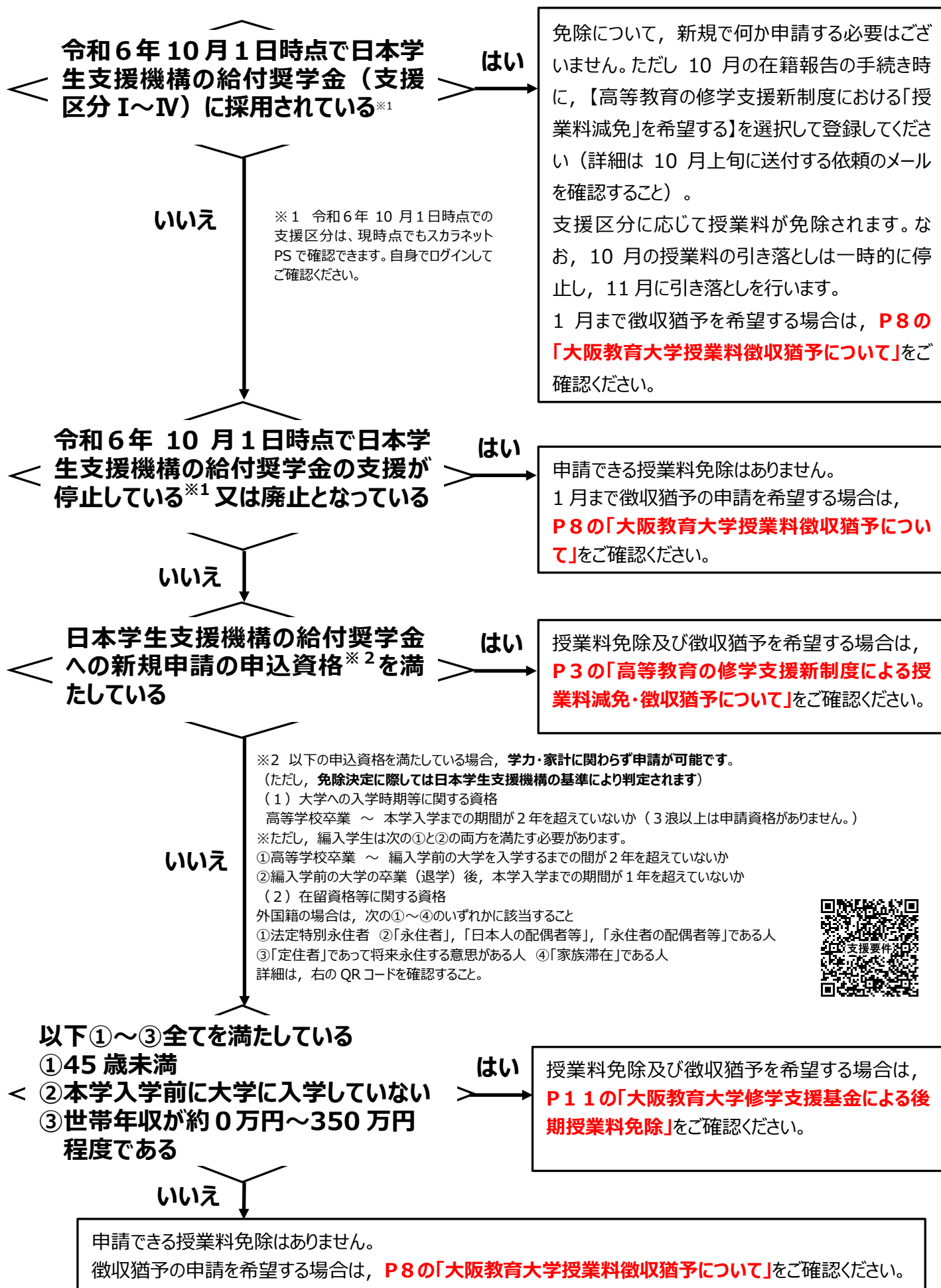
記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。
※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署に連絡・相談してください。
※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 抜粋

- 書類を提出した後、本学からの指示により、補正が必要となった場合は、所定の期日までに補正しなければならない。
- 前項による補正が行われなかった場合は、申請を辞退したものとみなす。

2. 申請できる制度のフローチャート



3. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予について

(1) 制度について

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）に基づき、国の高等教育の修学支援新制度の一つとして、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免（全額・2/3相当額・1/3相当額・1/4相当額）を行うものです。

授業料の減免は、日本学生支援機構の給付奨学金とセットとなっているため、日本学生支援機構の給付奨学金に採用されることで、授業料免除の対象者となります。

給付奨学金の申請は、定期的に受付がある「在学採用」と在学中に生計維持者の家計が急変した学生が申請する「家計急変採用」があります。

徴収猶予のみを希望する方も、申込資格（同ページ「(2) 高等教育の修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予の対象者」参照）を満たす限り、本制度で申請をしてください。なお、徴収猶予の希望がない場合も給付奨学金の申請があった時点で授業料の引き落としは自動的に1月まで猶予されます。

(2) 高等教育の修学支援新制度による授業料減免・徴収猶予の対象者

授業料減免	徴収猶予
①【1】申込資格，【2】学業基準（P4参照），【3】家計基準（P5参照）の全てを満たすこと ②日本学生支援機構の給付奨学金の趣旨及び案内の内容を十分に理解していること	①【1】申込資格を満たすこと ②日本学生支援機構の給付奨学金の趣旨及び案内の内容を十分に理解していること

【1】申込資格

① 大学等への入学時期に関する要件

高等学校卒業 ～ 本学入学までの期間が2年を超えていないか（3浪以上は申請資格がありません。）

（ただし、編入学生は次の（1）と（2）の両方を満たす必要があります。）

（1）高等学校卒業 ～ 編入学前の大学を入学するまでの間が2年を超えていないか

（2）編入学前の大学の卒業（退学）後、本学入学までの期間が1年を超えていないか

② 在留資格等に関する資格

外国籍の場合は、次の（1）～（4）のいずれかに該当すること

（1）法定特別永住者

（2）「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人

（3）「定住者」であって、将来永住する意思がある人

（4）「家族滞在」である人

①②についての詳細な条件は以下より確認すること。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



【2】学業基準

① 1回生については、以下のいずれかを満たしていること

【進学前の評定平均値が算出できる場合】

- (1) 高校の評定平均値が3.5以上であること
- (2) 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

【進学前の評定平均値が算出できない場合】

- (1) 入学試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- (3) 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

② 2回生以上については、以下の標準修得単位数を修得していること

課程・学科等	2年生	3年生	4年生	5年生
初等教育教員養成課程 (幼児教育専攻及び小学校教育昼間コース)	32	64	96	-
初等教育教員養成課程(小学校教育夜間5年コース)	26	52	77	103
学校教育教員養成課程(特別支援教育専攻)	35	69	104	-
学校教育教員養成課程(小中教育専攻)	34	67	101	-
学校教育教員養成課程(中等教育専攻)	32	64	96	-
養護教諭養成課程	32	64	96	-
教育協働学科	32	64	96	-

※学年は休学期間を除いた実質学年です。

※第三年次編入学については、前大学で修得し、本学において認定された単位も含む。

※標準修得単位数を満たしていない場合は、学生支援課奨学厚生係までご相談ください。

また、上記に加えて、第3学年(初等教育教員養成課程(5年課程)においては第4学年)の年度末時点において、教育実習の単位を除いた卒業に必要な単位を100単位以上修得していない等、修業年限で卒業できないことが確定した等日本学生支援機構給付奨学金における廃止要件に該当していないこと。

【3】家計基準

①申込日時点の申込者本人と生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること

生計維持者の人数	基準額（申込者本人と生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

※土地・建物等の不動産はここでいう資産には含まれません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

②上記に加えて、以下の家計基準程度であること（あくまで参考です）。

減免の対象者となるか（給付奨学金に採用されるか）は、給付奨学金の申請の際に提出されたマイナンバーにより日本学生支援機構で2023年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1） 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が51,300円以上154,500円未満であること

（※1）ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

（※2）支給額算定基準額^{★1}＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）^{★2}（100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に給付奨学金利用（希望）者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

※各区分における収入・所得の上限額の目安

収入基準は、原則、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います（家計急変採用の申請の場合は、これに依りません）。

実際の世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い等は各世帯により異なるため、別表はあくまでも目安として利用してください。家計基準について詳細に確認したい場合は、給付奨学金案内 P.10 の【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】を参照してください。

世帯 人数	想定する世帯 構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）				（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた，親① （ひとり親） （★）	229	332	402	649	144	212	272	452
3人	あなた，親① （ひとり親） （★），高校生	289	391	457	677	182	257	311	494
4人	あなた，親① （★），親②（無 収入），高校生	295	395	461	698	196	277	348	526
	あなた，親① （★），親②（給 与所得者），高 校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：656 親②：155	親①：179 親②：115	親①：205 親②：155	親①：262 親②：155	親①：453 親②：155
5人	あなた，親① （★），親②（パ ート），高校生， 中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：698 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100	親①：530 親②：100

【別表】

- （注1） 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。
- （注2） 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。
- （注3） 2024年4月に申し込む場合、あなたが当年の1月1日時点で20～23歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。
- （注4） 2024年4月に申し込む場合、親①が2022年中にひとり親であった場合の目安となります。

(3) 申請方法・申請期間

【1】事前手続き

申請を検討されている方は、【10月4日(金) 17:00】までに以下 URL から日本学生支援機構 給付奨学金の申請パンフレットを請求のうえ、窓口まで受け取りに来てください。

上記期限までに Microsoft Forms での事前手続きを行った方は、10月に後期授業料の引き落としはされません。10月25日(金)までに【2】本申請(窓口への書類提出)を行うことで、引き落としは1月まで猶予されます。

※期限までに下記【2】本申請(窓口への書類提出)を行わなかった場合、11月に授業料が引き落としされます。

高等教育の修学支援新制度による授業料減免
(日本学生支援機構給付奨学金) 事前手続き
<https://forms.office.com/r/TxyQVDgwsY>



※大学から付与されている「Microsoft365」のアカウントによるログインが必要です。
詳細は以下 URL を確認してください。

→<https://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~ipc/ms365>

【2】本申請(窓口への書類提出)

「【1】事前手続き」で受け取ったパンフレットに基づき、日本学生支援機構給付奨学金の申込手続きを以下の期限までに行うこと。

◇第1回締切：9月30日(月)→11月結果判明予定

◇第2回締切：10月25日(金)→12月結果判明予定

※上記期日までに、「申込書類チェックリスト」「給付奨学金確認書」(全員必須)、「学修計画書」「申請資格に関する確認書」(該当者のみ)を窓口へ提出してください。

※上記期日までに完了できなかった場合は、申請取消となる可能性があります。期日までに手続きができない理由がある場合は、早めに奨学厚生係に事情をメールしてください。

【3】申請の取り下げ

申請パンフレット受け取り後、給付奨学金の申込を取り下げる場合は学生支援課奨学厚生係までメールで報告してください。なお申込を取り下げる場合、後期授業料は11月に引き落としされます。

1月まで授業料の徴収猶予を希望する場合は、【2】本申請の通り給付奨学金の申込を行ってください。

宛先：syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

件名：学籍番号_氏名_日本学生支援機構給付奨学金の申込取り下げについて

内容：学籍番号、氏名

日本学生支援機構給付奨学金の申請を取り下げる理由

例) 家計基準を満たしていなかったため

4. 大阪教育大学授業料徴収猶予について

(1) 大阪教育大学授業料徴収猶予について

経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生に対して、徴収猶予（納付期限延長（後期分1月まで））する制度です。

• 授業料免除の申請及び選考について

授業料徴収猶予は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

（前期分授業料徴収猶予の申請及び結果は、後期分授業料の徴収猶予の申請・結果に反映しません。）

(2) 授業料徴収猶予申請の対象者

- ① 日本学生支援機構給付奨学金にすでに採用されているが、第Ⅰ区分（満額免除）でなく、授業料の引き落とし猶予を希望する者
- ② 日本学生支援機構給付奨学金に申請できない者（停止中・廃止の場合含む）

また次の①～④に該当せず、申請理由のいずれかに該当する者。

- ① 令和6年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 令和6年9月30日時点で、令和6年度前期分の授業料を納付していない者
- ③ 在籍期間が修業年限を超えている者
（休学など特別な事由があると認められる者（※）を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。）
※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者（短期派遣留学者）は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間（前・後期分）以内に限り徴収猶予対象者となります。
- ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

<申請理由>

(1) 経済的理由	経済的理由によって授業料の納付が困難であり（P.10「(4) 経済的理由の家計基準」参照）、かつ、学業優秀と認められる者（P.9「(3) 徴収猶予における学業優秀の基準」参照）
(2) 風水害等	本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者（P.10「(4) 経済的理由の家計基準」参照） ※り災証明書のある方

(3) 徴収猶予における学業優秀の基準

「学業優秀」は次の基準によります。

学力評価基準を下回る場合は、家計が免除基準を満たす場合でも徴収猶予の対象となりません。令和6年9月末までの修得単位数及び学力評価点が基準以上の者を適格者とします。

【特別選考とは】

下記の家庭事情によって授業料の納付が極めて困難であると認められた者に対して、**学力評価基準を緩和して特別に選考を行うもの**です。特別選考における学力評価基準は、修得単位数のみとし、学力評価点は問いません。

ただし、家計評価基準については通常の授業料免除制度と同様とするので、特別選考に申請した者が優先される制度ではありません。また、該当項目に応じた書類の提出も求めます。

(特別選考申請該当者)

- (1) 本人が児童養護施設等を退園した者又は里親委託等において大学に入学した者である場合
- (2) 本人又は同一世帯の中に障害者がいる場合
- (3) 学資負担者が長期療養中で、収入を得ることが困難な場合
- (4) 申請時期の1年以内に学資負担者が自己破産している場合

①令和6年後期における徴収猶予申請者の修得単位数基準

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	15	11	21.0
学部 2	45	33	
学部 3	80	58	
学部 4	115	86	
学部 5	—	115	

3年次編入生は、前大学で修得し、本学において認定された単位を含む。

②令和6年後期における特別選考申請者の基準

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	12	10	/
学部 2	38	30	
学部 3	65	50	
学部 4	95	70	
学部 5	—	90	

3年次編入生は、前大学で修得し、本学において認定された単位を含む。

◆学力評価点の算定方法

今年度前期（令和6年9月末）までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が**20.95**点以上 → 適格、 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

(4) 経済的理由の家計基準

授業料徴収猶予を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の「目安」は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、おおむね次表の金額程度になります。

◎以下の金額は、**徴収猶予**を受けるための金額の目安となっています。

※学部学生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
1人 （独立生計者）	自宅	3600	1900
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6429	3880
	自宅外	6930	4350
3人 （両親・本人）	自宅	5586	3290
	自宅外	6258	3760
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6386	3850
	自宅外	6900	4320
5人 （両親・本人・私立大学生・公立高校生）	自宅	7700	5120
	自宅外	8170	5590

(5) 申請方法・申請期間

【1】事前手続き

申請を検討されている方は、学生支援課奨学厚生係に以下の通りメールをお送りください。内容確認のうえ、必要書類を連絡いたします。

宛先：syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

件名：学籍番号_氏名_授業料徴収猶予について

内容：○学籍番号：

○氏名：

○日本学生支援機構の給付奨学金の採用状況：未申請、採用中、停止中、廃止になった 等

（採用中・停止中・廃止の場合）11月下旬の授業料引き落としまでに授業料を準備できない事情

（未申請の場合）給付奨学金に申込をする意思について

申込をしない場合はその理由を記載してください

例：・3浪以上で日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格がなく、世帯年収が350万円を超えているため

・給付奨学金に採用されているが、家計超過により停止中となっているため

OR6年前期授業料徴収猶予の申請の有無：あり/なし

原則、翌営業日までに受信確認の連絡をいたしますが、受信確認の返信がない場合は早急にご連絡ください。

【2】本申請

「【1】事前手続き」で受け取った申請要領に基づき、授業料徴収猶予の申請書類を

【9月30日（月）～10月4日（金）17：00 厳守】の期間で提出すること。

※上記期日までに完了できなかった場合は、申請取消となる可能性があります。期日までに手続きができない理由がある場合は、早めに奨学厚生係に事情をメールしてください。

5. 大阪教育大学修学支援事業基金による後期授業料免除について

(1) 制度について

高等教育の修学支援新制度の入学時期等に関する要件に抵触するため高等教育の修学支援新制度の支援が利用できない低所得世帯の学生に対して、修学支援事業基金により授業料を一部免除する制度です。

家計基準により、以下のいずれかの金額を免除いたします。

	免除額
昼間	全額免除, 2/3 免除, 1/3 免除
夜間	全額免除, 2/3 免除, 50,000 円免除

(2) 授業料免除申請の対象者

学部学生（私費外国人留学生および第3年次編入学者は除く）であって学業基準（同ページ「(3) 学業優秀の基準」参照）及び家計基準（P.12「(4) 経済的理由の家計基準」参照）のいずれにも適格するもので、以下①～③を満たすもの。

- ① 高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過していること
- ② 申請年度の3月31日の時点で満45歳未満であること
- ③ 高等学校卒業後、本学に入学するまでの間において本学以外の大学又は短期大学に在学していないこと
ただし、次の①～④に該当する場合は、**審査対象外**となります。
 - ① 令和6年度後期分の授業料をすでに納付している者
 - ② 令和6年9月30日時点で、令和6年度前期分の授業料を納付していない者
 - ③ 在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
 - ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

(3) 学業優秀の基準

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	15	11	23.0
学部 2	45	33	
学部 3	80	58	
学部 4	115	86	
学部 5	—	115	

◆学力評価点の算定方法

今年度前期（令和6年9月末）までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が **22.95** 点以上 → 適格, 学力評価点が **22.95** 点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

(4) 経済的理由の家計基準

免除額	基準
全額免除	申請者と学資負担者 ^{※1} の市町村民税所得割が非課税であること ^{※2} 具体的には、申請者と学資負担者の支給額算定基準額 ^{※3} の合計が 100円未満であること
2/3 免除	申請者と学資負担者の支給額算定基準額 ^{※3} の合計が 100円以上 25,600円未満であること
1/3 免除又は50,000円(夜間)	申請者と学資負担者の支給額算定基準額 ^{※3} の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること

※1 学資負担者とは原則、申請者の父と母（離婚・死別している場合は、あなたの生活を支援する父又は母のみ。父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。申請者が結婚している場合は、申請者の夫又は妻が算定の対象者となります。）

※2 ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

※3 支給額算定基準額の算定方法は以下のとおりです。（100円未満切り捨て）

支給額算定基準額^{★1}＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）^{★2}

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※2）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に授業料免除申請者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

6. 書類提出から申請結果通知までの注意点

- 授業料免除申請者（申請書類を受理された者）については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
- 申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、大教 Gmail でご連絡いたします。再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。

7. 結果通知時期と授業料納入時期

○結果通知の時期

12月中に本人宛に大教 Gmail で連絡予定。

採用に付随して手続き書類を受け取る必要がある場合は、その旨を合わせてご連絡いたします。

○納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	1月下旬予定	学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者及び 徴収猶予に申請のない者	12月下旬予定	学費納入口座より引き落とし